外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）についての意見・情報の募集の結果について

令和８年４月15日
水　　産　　庁

この度、水産庁では、令和８年２月 17 日（火）から令和８年３月 18 日（水）まで、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）」についての意見・情報の募集を行いました。

その結果、本件に関して、８件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙１のとおり取りまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】
農林水産省水産庁漁政部企画課
電話：03-3502-8111（内線6576）